

平成22年3月17日(水曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	田辺守	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
		14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	大西章一	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

13番 前田寿郎

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	下村正直	本庁副町長	澳本造
佐賀副町長	山本牧夫	本庁総務課長	植田壯
佐賀総務課長	藤本岩義	税務課長	松本輝雄
住民課長	米津芳喜	大方健康福祉課長	矢野健康
佐賀健康福祉課長	大塚一福	産業振興課長	松田二
海洋農林課長	谷口明男	大方まちづくり課長	松田博和
佐賀まちづくり課長	中島一郎	会計管理者	野並純
教育委員長	生駒進	教育長	松並勝
教育次長	坂本勝		

本会議に職務のため出席した者

議会議務局長 酒井益利

書記 伊与木美穂

議 事 日 程 第 4 号

平成22年3月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成22年3月17日

午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

前田寿郎君から欠席の届け出が提出されております。ご報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

田辺守君。

4番（田辺 守君）

おはようございます。

議長の許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

地域整備事業について伺いを致します。

これは、黒潮町内部落が61という部落があるわけですが、それぞれの地域の区長さん、地域の要望を取りまとめて役場の方に毎年出しております。

町内の道路、特に地域の中にある生活道、また地域内を張り巡らしておりますところの町道、また農道、側溝等々、部落の中にはさまざまな公共の施設があります。私、部落の区長を6年間やらさせていただきました。そういう中で区長の仕事として、地域内のさまざまな要望を町の方にお願いをしまいいりました。町内各部落の区長さんもそれぞれ事情は違うかと思いますが、地域の住民の要望をですぬいろいろと聞き、町役場の方にお願いをし、また担当の課ならびに部署、職員ともども地域住民の要望に応じてきております。

そこで、この地域整備事業であります。私の認識が間違っておるかも分かりませんが、この地域整備事業は合併前の旧佐賀町で事業推進をしてきたものであるというように認識をしております。そしてその中身といいますと、小災害等補助事業に計上できない事例に対して必要性を認識し、かゆいところへ手の届く施策として、地域の要望に応じてきた事業であると認識をしております。

合併後、旧大方町2,000万円、旧佐賀町1,000万円、計3,000万円の予算計上で地域のさまざまな要望に応じていってもらっていると思っておりますが、21年度の執行状況とその事例別内容についてお聞きをしたいと思います。

また、平成21年度一般会計補正5号で、地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業費で3,000万円の地域交付金事業費を計上しております。

集落内の町道、生活道、用排水路の改修、また受益者負担の伴う田、畑ののり面の崩落等々、地域要望箇所は多大であります。

また、町長は、来る町長選に対しての自分の考えとして、徹底的に地域支援を行えるよう、さまざまな地域要望に対し迅速に対応、処置できる仕組みを作ると言っております。

私は、この地域整備事業、地域の要望に応えるこの事業はですね、先ほど申しましたように補助事業に乗らない小災害、そういう個所に対して対応のできる、かゆいところへ手の届く施策としての地域要望ならびに地域整備事業と、このように考えております。

町長も、本来の地域で生活しております住民の日常の事案でありますところの、先ほど申しました小災害等々、また地域内の生活道、町道、側溝等々、地域で生活していく上で必要な個所がたくさん要望として挙がってきておると思います。ぜひともですね、大きな事業も控えておる中ではございますが、地域に住む区長さんを中心とした地域の要望に対して、今回の補正第5号でのきめ細やかな臨時交付金事業、これは3,000万組んでおりますが、それ以上にですね、やはり地域のさまざまな要望に応える予算計上厚くしてですね、対応してもらいたい。

地域によっては河川があり、用水路があり、生活道、また農道があり、幹線の町道以外にたくさんのそういう町道ならびに生活道張り巡らしております。近年は、そういう所にも目を向けて事業を推進してもらっておることは承知はしておりますが、まだまだですね実感としてそういう所に厚い予算計上の上、対応していただきたい。

そういう地域整備事業、厚くすることによって疲弊をしております地域、特に中山間地域で生活をしている住民にとってはですね、自分で、家族で、地域で、対応できるところは対応してまいっておりますが、行政の力を借りなければ費用等多大に掛かる部分におきまして受益者負担、こういうものは念頭に置いております。

ぜひとも、そういう部分におきましても今以上にですね予算計上をして、地域住民の声に応えていただきたい。そういう観点から質問をさせていただきます。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは、田辺議員の一般質問の地域整備事業について、私の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、21年度の地域整備事業の執行状況と事例内容ということですが、21年度はですね、要望数は現地調査もした関係で追加分を含めまして385件ございました。そのうち県に対応するもの、また国に対応するものというふうに分けておりますけれども、町の方でですね実施しているものが45件であります。全体からして国、県の方も含めますけれども11.7パーセント、約1割ちょっとという状況にあります。

実施事例ということですが、内容と致しましては町道の水路や舗装などの改良がですね14件、住環境対策の排水路関係が12件、農道用排水路5件、農道の整備関係が3件、商工関係が3件、部落道の改修2件、教育委員会関連整備が2件、林道整備1件、その他2件というふうな状況になっています。

ご質問の中で、迅速な対応というところもありましたけれども、町内でのですね経済状況は大変厳しいという状況は承知しております。その中でも公共事業に依存しております本町はですね、事業の平準化ということにも配慮しているところですが、制度的なところもありまして、着手までにはどうしても時間を要するというのもですね、ぜひご理解いただきたいというふうに思っております。いずれに致しましても、できる限り早期実施に向けて今後とも取り組みたいというふうに思っております。

また、厚い予算計上をということですが、議員の質問にもありましたようにここ数年はですね、財政シ

ミュレーションでもご存じのとおり、大型事業が相当必要ということになっております。

また、地域整備事業はですね、基本的に純一般財源で対応しております。従いまして、同額の一般財源がありましたら、補助率にもよりますけれども、補助事業でしたら倍くらいな事業もできるというふうな状況にありますので、そのあたりもご理解願いたいというふうに思っております。

そのような状況ですので、急な増額ということは難しいけれども、議員の質問にもありましたように地域要望数も相当多くありますので、財政状況を見ながら今後検討していきたいというふうに思っております。

それから、きめ細かな事業ということで21年度の補正という状況がありましたが、22年度の地域整備事業は今ご質問のとおりですね、21年度の補正対応で繰越明許費として対応したいというふうに考えております。これは財政上の問題でありまして、地元に対しての問題は例年どおり22年度としてですね対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

課長の方から答弁があったわけですが、このきめ細かな臨時交付金、まあ公共事業の前倒しというような予算であるということは承知をしております。

私が質問をさせてもらう趣旨と致しましてはですね、本来、行政が地域の住民の声を吸い上げる。それはさまざまなその補助事業に乗せて一般財源を基にした事業をするということは理解をしておりますが、地域の中にはですね、小さな補助事業に乗せない、そういう小災害の個所がたくさんあるわけで、地域の61部落の区長さんはですね、やはりそういう地域住民の声を聞きながら役場の方をお願いをしておるわけですが、特に集落内、また中山間地域に住む区長さんの仕事といたしますと、大雨が降り、台風があり、そういうふうな事例があった場合のときには、地域の慣習として区長さんは朝早くから地域内の部落放送で災害はなかったか、あれば字と地番を添えて区長場の方に申し出てくださいというようなことをですね、ずうっと昔から慣例として住民に声を掛け、その声を役場の方をお願いをしておる、そういう経緯があります。

区長さんはそれぞれの担当課をお願いをするわけですが、近年はですね年度の当初に地域の要望を取りまとめて総務課の方に出してくださいと、そういう流れになっております。また、要望もですねできれば優先順位を付けて5件以内というような声も聞きます。

昨年の12月の区長会でもその話をさせてもらったわけですが、22年度からはですね、農業にかんするとかそういうふうな小災害、要望、これは地域要望の、例えば街灯をつけてくださいとか、ガードレールをつけてくださいとか、舗装をしてくださいとかいうような部分とは別個に、分けて要望してくださいというような返答も総務課長の方からいただいております。地域の区長さんは、事例にもよりますが、ほとんどがまちづくり課の土木の方、または農業土木の方、こういうふうな所をお願いに上がっております。

私が区長をして感じることはですね、地域の区長さんはその災害個所、住民からの要望場所を全部、その部分において、これがまちづくり課の事業の部分か、これは農業土木の方か、また総務課がお願いして事例を対処してもらえぬ課か、ということが分からぬ部分が多々あります。お願いしたいことはですね、そ

それぞれの課が横の連絡を取っていただき、この事例は農業土木、この事例はまちづくり課、この事例は総務課が対応できるというような部分をやっていただきたい。全然やってもらっていないというわけではございません。

ここ近年はですね、相当地域間の、住民同士のトラブルの事案についてもですね中に入っていていただき、事案を解決をしてもらっておる部分もあります。そういう部分におきましては、あらためてお礼を申し上げたいと思います。あえて申しますけど幹線の町道等、これはですね、本来の事業推進計画にのっとってやっていただいておりますし、またその部分においての予算が5億、6億、10億というような部分において事業が推進していくことは理解しております。

何回も申し上げますけど、やはり小さな地域の要望、地域の受益者が対応できない部分において、補助事業に載らないからといって放置をしておく事例がたくさん出ております。そういうところに対してやはり知恵を出していただき、手を差し伸べるのがやはり行政の仕事の1つではないかと、そういうふうを考えるわけでございます。

ある地域の区長さん、役場に対する地域要望、毎年2件、3件と増えて、20件もその余も超えておる地域もあります。ほとんどがですね、地域内にある本線の町道以外の生活道ならびに町道、農道、用水路、田畑ののり面の崩落等々の事案でございます。その事案に対して、全然事業をやってもらっていないということではございません。何か所かは事業を取り上げていただき感謝をしているわけでございますが、何分にもですね事例個所が多い。その部分に対して、ぜひとも事業の内容の中で1カ所の部分に対しては、事業高とか面積、高さ等々、その補助事業に乗らないというような部分において、受益者の負担も交えた部分において、取り上げていただきたい。

町長にお伺いを致しますが、町長もそういう地域支援をやっていききたい、迅速に対応できる仕組みづくりをつくっていききたい、このようにおっしゃっていますが、町長、本来の地域、黒潮町には61の部落があるわけですが、区長さんが日々住民の声を聞き、役場との窓口で対応しております。大きな事業、これはやっていかなあいか大変な事案ではございますが、日々生活をしておる地域住民の声、これに対してどのように対応していくか、町長のお考えをお聞きしたいのですが、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

失礼を致しました。

後段の方はですね町長の方に質問ですので、町長の方からお答えをしていただきたいというふうに思います。

まず、地元要望が出てきた場合の町の横の連絡というご質問がありましたので、町はですね地元要望が出てきましたら、大方地域の場合ですが、担当の課長あるいは係長でチームを編成してですね、すべての個所を回ります。これは写真を撮って帰るなりしてですね対応をしています。前年あつての続いてのというところについては、もう確認できていますのでそこまではやっておりませんけれども、新しい分についてはそのように対応しております。それでですね確認をして、役場の中でですねそれぞれの状況を勘案して、事業費をつけておるといふ状況にあります。

従ってですね、この事業については特に横の連絡を取りながら対応しておるといふことをご確認していただきたいというふうに思います。

そのときに、災害というような状況の話もありましたけれども、基本的に町もですねできるだけ一般財源ですので有利な対応をしたいということを勘案しまして、そのような対応をしておるといふ状況にあります。

それから、個所付けにどういふふうな判断があるかというふうなことも問題になってくるだろうと思えますけれども、基本的にはですね受益が1個でなくて複数という状況に考えております。というのはですね、先ほどもお答え致しましたが、10パーセント少ししか実施できない状況にありますので、どうしても受益戸数の問題、それから公共性の問題などをですね勘案して対応しているという状況にありますので、そのあたりをご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

田辺議員の地域整備事業についてのご質問にお答えを致します。

ただ今、松田課長がお答えを致しましたが、現状につきましては全くそのような状況ではございません。しかしながら、議員の言われるそれぞれの地域の小さな要望と。まあ事業規模といいますか、内容的にですねごく微小な内容等々に特に迅速な対応がなぜできないのかというふうなことであろうかと思えます。

課長の答弁の中にもいろいろありましたけれども、この問題はですねもう賛成だとか反対だとかいう議論ではありません。町としてですねそういったことに応えるべく、もうとにかく努力するというところに尽きると思うわけですが。私もかねてから区長会等でですねいろんな意見交換する中で、随分行政と地域の皆さんとの、特に区長さん等々との感覚のずれがあるなあと、これは無理もないなあとというふうに前々から思っておりました。

まあ、地元の皆さんは地域要望ということで要望を出して、早うにやってもらいたいということなので、役場はすぐにやってくれるだろうというふうにお考え、当然であろうかと思えます。ところが、役場の中ではですね横の連絡、手続き、現場の確認、それからいろんな角度からの抽出といいますか選択をして事業を決めていくと。こういうふうに非常に時間を要すると。これを何とかならないかということで、私も担当課長等ともいろいろ議論もするわけですが、つまりはですね、なかなかこのハードルが超えぬくいというのが現状でして、まあつまるところは、町長、人をもうちょっと配置してくれたら、もうちょっと早い対応もできるかもしれませんというふうなことになるわけですが、いろいろこの点についてはですね、私は何とかしたいと思っておりますけれども、まあ現状はそういうところです。

それで、これはすぐにやりますとか、できますとかいう話じゃあないですけども、ひとつ私もこれを考えるにですね、ごく本当に小さなものについてすぐ対応できる方法がないかというふうなことを考えますと、例えばですね、役場が独自の設計基準というか、要するに諸経費だとか設計とかそういうものなしでですね、現場を見て現場で対応するとういいうようなやり方。かつ役場で、例えば建設機械もリースなり構えてですね、OBのオペレーターと契約をして、何らかの形で実働部隊をつくってですね、一般の建設業者さん等との競合とか、そういうことのないような軽微な仕事について、こういった対応ができないかなと。

それには法的な問題とか一定のルールを定めるというふうなこともあろうかと思えますけど、すぐにやるとか、できるとかいうことじゃないですけども、何かそういった具体的なですね、いわゆる議員の言わ

れる、かゆいところに手が届くような体制づくりというのを、これから必要じゃないかなと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

今、課長ならびに町長の方からですね、いろいろ答弁をいただいたわけでございます。また、町長の方からはそういうかゆいところに手の届く、そういう仕組みづくりをとというご答弁をいただいたわけでございます。

その話の中にですね、やはり小さな事例に対しては、業者さんに頼むというようなことの話もしましたが、私が地域で区長を6年間させてもらったわけですが、その事案の中にはですね、何例かは地域の方に資材を頂いてですね、地域の中でそういう仕事に対応できる方が地域によってはおるわけでございます。土木の方に従事しておる人もですね、今は年度末等々で仕事はある。しかしながら、夏場になりますとほんと仕事がない。毎日が遊んでいるというような、地域の中ではそういうような状況もあります。

1つの例と致しましては、生活道の部分において町にお願いし、そういう地域の方にお願いし、部落がですね頭となって、そういう小災害の部分です。ね地域のそういう技術のある方にお願いし、事業を進めて完成をした事例もあります。

私の言わんとするところはですね、今課長ならびに町長が答弁にあったように、かゆいところに手を届く、そういうふうに対応してもらえる仕組みづくりを早くつくっていただき、補助事業に乗せての有利な町の財政を利用していくということはひとつ大事やと思いますけど、それに乗らない部分の個所が、くどいようですが何十カ所もそういう事例があるわけで。それに対応するにはですね、やはりこの地域整備事業3,000万、この部分に対してもう少しですね、予算計上を厚くして地域の要望に応えていく。

その仕組みづくりの中の対応の仕方にはいろいろあります。やろうと思えば先ほど私が申し述べたように、地域の中にそういう技術も持った方がたくさんおるわけでございます。部落の区長さんが頭になり、そういう方にお願いをし、要望個所に対応できることも可能でございます。そうするには、事例によっては受益者負担が発生する個所もたくさん事例としてはありますが、そういうことに対してもおんぶにだっこではなしに、受益者負担も応分に應えていく、そういう考えの地域がいっぱいあるかと思えます。

高齢化になり、若いときには自分で石かけをつき直してという部分ができてきたわけでございますけど、家庭によってはそういうこともできない、雨の降るたんびにそこら辺りが、岸がだんだんとつえる個所が広がっていく。それがまた補助対象になるような事例であれば結構ですが、そうでない部分で広がっていく。そういう所を見るとですね、関係者も、また地域もですね、疲弊をしていきます。田んぼの岸がつかれた。それを毎年よけて、よけていきますとですね、四角の田んぼが三日月のような形にもなっていきます。

くどいようですが、そういう本来のかゆいところに手の届く住民要望、これに応えていける仕組みづくりをぜひとも早く構築していただいて、61部落それぞれの地域からの要望に対応していただきたいと思います。それがですね黒潮町の住民、地域に住む住民、一番身近に感じる行政サービス、これが実感できると思います。

大きな事業を控えておくことは重々承知はしておるわけですが、幹線の改良だけではなく、そういう部分においての町道、生活道、農道、側溝、田畑ののり面、河川、用水路、事案はたくさんあります。



仕組みづくりを作る、考えるという答弁であります。早くそういう仕組みづくりをつくり、迅速に地域要望に対して対応をしていただきたい。

町長も先ほど答弁の方でそう言ってもらったわけですが、ぜひともそれぞれの担当の課長さん、ぜひともですね知恵を出し合って、地域住民の要望に応えていってもらいたいと思います。そういうことを関係の課長会等々でもいつも話題にさせていただき、住民あつての行政であります。そうすることが、黒潮町に住んで良かった、地域に住んで良かった。また中山間地域で生活をしている方、こういう事案を何回となく区長さんを通じて役場に相談をしても、できない、できない、できないという返事の中で生活をしている。しかし、仕組みづくりを早く進めていただき、1つでも2つでも地域からの要望に対応をしていただければ、行政に対する評価、ああ、やっぱり自分たちの声も届くんじゃなあということが実感でき、安心できると思います。

ぜひとも、そういう仕組みづくりを早く作っていただき、多種ある案件に対処していただきたいと思います。くどいようですが、もう一度答弁をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

この件につきましては、ただその現場の問題だけではなくですね、地域住民の皆さんと行政の信頼関係の構築というようなことにも大きくかかわってくるんじゃないかというように思っております。

具体的にこういったこと、仕組みをいつまでにつくりますというようなことは、なかなか難しいところがありますけども、例えば町の職員がですねオーバーレイを直径20、30センチの道路の傷みを、アスファルトの袋入りを持って行って応急に直すとか、こういうような場面もあるわけでございますので、そういった従来とは違う発想でですね、何かそういった仕組みをつくりたいなと思っております。努力致します。

議長（小永正裕君）

これで田辺守君の一般質問を終わります。

（田辺議員より「ありがとうございました」の声あり）

この際10時まで休憩致します。

休 憩 9時 43分

再 開 10時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、竹下芙佐雄君。

16番（竹下芙佐雄君）

通告書に基づきまして、私の質問を始めたいと思います。

まず第1に危機管理についてであります。災害時の危機管理体制について。これは以前質問したこともございますけれども、この学校の安全を確保するためにはやはり危機管理体制の認識というか、危機管理についての認識というのは、やはり児童の安全を保障するためには常にやっぱり考えておかなければならない内容です。もし、あるとき突然思わぬ事故が発生をする、そのときにどう対応するのか、できるか。いわゆる初期対応がここで非常に、的確な初期対応というのが要請をされるわけです。その的確な、適正

な初期対応ができる体制に、常にあるのかということを最初にお尋ねをしたいと思います。

2 点目の初期対応は適切に取れる体制にあるか、これ繰り返すようになりますけれども。これはご承知のように入野小学校で発生した、今日の新聞にもこの記事が黒潮町校内転落事故から2年半ということで、かなりな見出しで出されております。で、この初期対応が適切に取れる体制にあるかいう、このときはこの事故が、高新一校で発生したときには、たった1人の担任教師が対応した。そして1人で判断をした。そして、軽い打ち身だと思ったという内容。

ここではっきり指摘をしなければならないのは、少なくとも養護の教師というのがおるわけですから、その養護教員に対してすぐに連絡を取っていわゆる対応をしなきゃならん。ところが、何の知識もない担任の教師がただ表面だけを見て、ああ、大したことではない、軽いけがくらいに思うて対応をしたという。この判断の過ち、これが今なお、この高新一校にも出ておるような状況の中で尾を引いておるわけです。これが今現在、やはりそういう形の轍（てつ）を踏まないように、実際に学校全体の先生方のいわゆる危機管理に対する認識というのが、すべての先生方に認識されているのか、徹底しておるのかどうか。このことをお尋ねを致します。

3 番目は、この19年9月4日、不幸にしてこういう事故が発生をした。この初期対応は適切であったかということをお聞きをしたい。学校がこれまで取ってきたことは、正しい適切な対応をしてきたということをお言っているように、学校が取ったことは、何ら間違いはないんだということをお言っている。だから、今なお教育委員会は適切だと思っておるのか。

この前も話があったらしいです。この委員会の2階でこの被害者の保護者と、それからPTAの役員関係、それから委員会の方という、いろいろ話をあつたけれどもそのときも何ら決着がつかず、学校が取った対応は間違いでなかったという内容になっておる。そうでしたか。そう思うて委員会はおるのか。

結局、事故発生から児童の家族が異変に気付いて病院へ連れて行って、そして診察を受けるまでね、その間7時間という時間がたっている。この7時間というのは、非常に重要な問題があるのです。初期対応の遅れがもし脳内出血でも起こしておった場合は、これはもう死に至る状況にある。幸いにして脳内出血までは起こしてなかったけれども、脳内出血を起こしてなくても恐らく脳振とうくらいは起こしておっただろうと思います。頭がふらふらする。頭が痛い。養護室へ連れて行ってくれという訴えをしたけれども、軽い打ち身だと思つて6時間目のいわゆる授業に参加をさせている。

この対応が適切であったのか。なぜ7時間も初期対応、いわゆる危機管理マニュアルでは、初期対応にすぐに取り組んで対応しなきゃならんということが、マニュアルとして指示され、備え付けられたそのマニュアルの中で、はっきりうたわれておる。その初期対応のためのマニュアル。それをいなり、何にも無視して結局置いた。これは最初から軽い打ち身だと思つて、ああ、大したことはなかろうという主観的な担任の教師の判断によって、まあ遅れたのであろうと私は思いますが、このことについてどう委員会としては考えておるのか。

3 番目は校長名で提出されている報告書。ここに男子児童の負傷およびその後の経過対応について、これは教育厚生委員会にかつて調査付託をしたときの提出された資料だと思うのですが、これね。それから、これが災害報告書の資料。で、これは病院からの診断書の所見、最初の初めて見たときの所見。この3つをいろいろ見比べておるわけですが、ここで9月にも同じような内容で質問を委員会に対してしたことがあります。その中で、いわゆる教育長の私への答弁については、一応学校の非を認めるのか、これはまず保健室に連れていくなど処置が必要であったのではないかとこのように私は思います。その状況を

親にすぐ連絡し、病院で対応をするようにすべきであったというふうに思います。それができてないということでもあります。これから考えますと、初期の対応の甘さに問題があったということで、甘さという表現ですけれども、甘さの表現で片付けられる問題ではない。

ほんで、学校から報告を受けた後に事故があった現場に出向かい、学校から児童が落ちた状況について説明を受けました。また被害を受けた児童、保護者と話し合いをする中で、被害を受けた児童や保護者から説明を受けたところでありました。同病院から診断書を見てみますと、小学校の階段に座っているところを足を引っ張られ、床、カッコしてコンクリートということになっていますが、に落下した模様と。それから臀部、後頭部を受傷。歩行時に大腿部後面から左臀部にかけての痛みがあったようです。これらの病院からの報告、また診断書であります。1階の階段の手すりの段に立って、被害を受けた児童の足を加害した児童が引っ張った。被害を受けた児童は、カッコして腕ということになっていますが、左手から落ちて左側の背中、頭、これは左側面を打ったということになっております。このような状況でございまして、足を引っ張られて、そして頭を打っているということでは、この学校から提出された内容とは何ら間違いはございません。

私は、このときにいわゆる学校から提出された報告書が、まったく偽の、偽というよりも欺まんな点が非常に多いのに、それについてただしてきたと。今も、それははっきりとそう思っております。ところが、ここに書かれております1階階段の手すりの上に座っている乙の足を、甲が引っ張って落としたりという、この発生状況の現場の状況ですが、それについても一応児童からその場にいなかった担任の教師が、けがをした児童から事情を聞くことによって、どこから落ちたかということを知ったという内容です。

ところが、児童からそのことを本当に確かめて聞いておればね、初期対応はできたはず。これは誰が見ても約1メートルぐらいの高さから落ちた。コンクリートの上に落ちて頭を打っておるわけですから、児童から聞いたのであれば、ああ、これはこんな高いところからコンクリートの上へ頭を打ち付けている。だから、すぐに病院へ移送しなきゃならんという判断がいただろう。ところが、そのことを本当に児童に聞いて確かめたのかどうかということがまず1つの疑問です。

それから中では、まあさっきも言ったようにいきなり、普通は左肩を下にして落ちたというのが報告書であると。そして左肩から落ちた分であれば、この顔面の左側を打ちつけたという状況であったと、そう解釈ができるような内容です。ところが、病院からの診断書では後頭部です。頭を触って痛い所を確かめながら聞いたということであるけれども、これも頭のとっぺんをなで、なでしたばあ。本当に危機管理のいわゆるマニュアルに基づいて、頭を打っているからという認識があればね、どこを打ったかということぐらいは確かめておっただろうと思う。それもろくに確かめずに、ただ頭のとっぺんをなで、なでしたくらいでね、ああ、どうもない、ない。恐らくそのときの後頭部は相当腫れがあって、こぶになっていたはずです。こぶというのは打った瞬間に出るものですから、それを確かめておればねこれも初期対応ができた。それもしなかった、してない、そういうことも。

いうことが、私は、この書類はだからそういう内容の欺まんの点が非常に多い。少なくとも町教育委員会は、それらの真相についてやっぱりきちっと調査をしなきゃならん。学校の安全管理というのは、きちっとこれは調査をして、やはりまずい点があればそれをいろいろ指示しながら、学校の児童の安全管理こそはっきりさしていかなきゃならん。なぜそういうことを委員会がしなかったのか、非常に遺憾に思っております。そして、ここで決定的にね、本人はいつものように放課後も元気に遊んでいる姿を見てほっとしました。こんなうそがよくもここに書けたものだ。報告書の中にね。